

富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金について

<制度の概要>

名 称	富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金
目 的	在宅テレワークに対応するためのリフォームに対し補助を行う。
交 付 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は同居の家族が自宅でテレワークを行うためにリフォーム工事を行う者 ・週1日以上頻度で継続的に在宅テレワークを行う者
交 付 対 象 住 宅	既存住宅（戸建て住宅、併用住宅、共同住宅） ただし、賃貸の場合は所有者の承諾を得ること
交 付 対 象 経 費	<p>①在宅テレワークに対応するための工事【必須】 〈具体例〉間取りの変更、造り付け家具設置、インターネットや設備の配線（宅内に限る）等</p> <p>②在宅テレワークを円滑に行うための工事 〈具体例〉玄関手洗いの設置、玄関収納の設置、インターフォンの設置、固定式宅配ボックスの設置、花壇の設置、サンルームの設置、ウッドデッキの設置、運動コーナーの設置</p> <p>ただし、②の経費は、①の経費を上限とする。</p>
補 助 率	<p>①在宅テレワークに対応するための工事 : 1 / 2</p> <p>②在宅テレワークを円滑に行うための工事 : 1 / 3</p>
補 助 額	上限額50万円
補 助 対 象 地 域	市内全域
実 施 期 間	令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の着手前に申請すること。 ・工事の完了から40日以内又は申請年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告を行うこと。